

No. 126(2012/3)

私的録画補償金制度における対象機器と製造業者の協力義務 ——SARVH対東芝録画補償金事件控訴審判決

泉 克幸（京都女子大学）

1 事案の概要

- (1) 当事者の主張と争点
- (2) 原判決

2 判旨

控訴棄却。

- (1) 協力義務の法的意義（争点②について）
- (2) 特定機器該当性（争点①について）

3 解説

- (1) 本判決の意義

本件は、自社が製造販売するアナログチューナー非搭載のDVD録画機器について私的録画補償金の徴収を行っていなかったY（株式会社東芝）に対し、X（一般社団法人私的録画補償金管理協会（SARVH））がその支払を求めて提訴に至ったものである。1審でXの請求が斥けられたため、X側が控訴していた。控訴審判決である本判決も1審に続きXの主張は認められずYが勝訴しており結論自体は変わっていない。しかしながら、原判決が、アナログチューナー非搭載DVD録画機器であっても補償金の対象となる特定機器に当たるものの、法104条の5に定める協力義務の違反に基づく損害賠償請求は認められないと判断したのに対し、本判決では協力義務違反が一定の場合には損害賠償請求の対象となる可能性は認めつつ、アナログチューナー非搭載DVD録画機器は特定機器に該当しないとの考えを示した点で、その理論構成は大きく異なっている。

本件は私的録音録画補償金制度に関する初の事例であり、本控訴審判決は原判決と共に関連する条文の解釈を示したという点で重要な意味を持っている。また、私的録音録画補償金制度が導入された平成4年（1992年）からほぼ20年経った現在、同制度の意義を問い直すきっかけになるという点でも極めて大きな意味を含んでいるように思われる。

- (2) 製造業者等の協力義務
- (3) アナログチューナー非搭載録画機器の特定機器該当性
 - (i) Yの主張と原判決の判断
 - (ii) 本判決の判断
- (4) 最後に

(以上全 10 ページ)